

生活福祉資金 貸付制度のご案内

福祉資金

福祉費・緊急小口資金

教育支援資金

教育支援費・就学支度費

この貸付制度は、他の資金借り入れが困難な所得の低い世帯や、障害者・高齢者のいらっしゃる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援することを目的とするものです。

申し込みにあたってご注意いただきたいこと

- ・この制度は資金の貸付による世帯の支援です。会社組織や団体は対象外です。
- ・貸付金は給付ではありません。償還計画に基づき計画的に償還（返済）していただきます。償還期限を超えた場合は延滞利子が発生します。
- ・貸付には審査があります。申請書類の不備や、書類内容に矛盾がある場合は審査が遅れることがあります。また、申し込み後に追加資料を求める場合があります。
- ・審査により貸付の目的を達成する見込がないと判断した場合、資金の貸付は行いません。
なお、審査において「不承認」となった場合、その理由はお答えしませんのでご了承ください。
- ・金融機関が行う貸金業とは趣旨が異なりますのでご注意ください。

以下は申し込み対象外です

- ・居住地と住民票が異なる場合、特定の住居を有しない場合
- ・貸付後の償還が見込めない場合（例：生活福祉資金を長期滞納中、生活福祉資金貸付の連帯保証人となっている、多額の負債を抱えている、税金・保険料を長期滞納中、債務の法的整理中または整理予定があるなど）
- ・単に生活費の不足を理由とする場合、慢性的に生活困難な世帯
- ・生計中心者ではない方からの申し込み（ただし、教育支援資金は就学する当該者からの申し込みとなります。）
- ・交通事故等による貸付は行いません。



このリーフレットは、貸付条件の全てを記載したものではありません。
詳細につきましては、お住まいの市区町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

ふれあいネットワーク

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会

福祉資金

福祉費

生活福祉資金(福祉資金・福祉費)

- 他の資金借り入れが困難な低所得世帯、障害者・高齢者のいらっしゃる世帯を対象に、まず貸付以外の方法で課題解決ができないか相談させていただき、貸付が必要な場合でも生計の負担を考え、一時的に必要な必要最小限の資金を貸し付けるものです。
- 公的給付や他の貸付制度が利用できる場合は、そちらを優先して活用いただきます。
- 他の負債の借り換えは対象外です。
- 借り入れ申込時から償還完了まで「社会福祉協議会」と「民生委員」が世帯の支援に関わります。
- 単に金銭の必要性のみで貸付を行うのではなく、資金を必要とする事情、家計の収支、将来の見通しなど日常生活への支援についても考慮しながら貸付の審査を行いますので、申し込みから貸付決定まで1ヶ月以上の期間を要することがあります。
- 原則として連帯保証人が必要です。連帯保証人は借受人及び連帯借受人と連帯して借入金の償還義務を負います。
貸付利子は無利子ですが、やむを得ない理由により連帯保証人を立てることができない場合は有利子(年1.5%)となります。

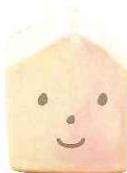
福祉資金・福祉費

資金の目的	貸付限度額	償還期間
生業を営むために必要な経費	460万円以内	20年以内
技能習得に必要な経費及び その期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内	8年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内	7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	8年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内	8年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内	10年以内
負傷または疾病の療養にかかる必要な経費 (健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む) 及びその療養期間中の 生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1年を超えないときは 170万円以内 ・1年を超える場合は230万円以内	5年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費 (介護保険料を含む) 及びその期間中の生計を維持する ために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が 1年を超えないときは170万円以内 ・1年を超える場合は230万円以内	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内	7年以内
葬祭に必要な経費	50万円以内	3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内	3年以内

※償還期間は、据置期間(6ヶ月以内)経過後の期間です。

福祉資金

緊急小口資金



生活福祉資金(福祉資金・緊急小口資金)

- 他の資金借り入れが困難な低所得世帯を対象に、まず貸付以外の方法で課題解決ができないか相談させていただき、緊急かつ一時的に生計の維持が困難なことにより貸付が必要な場合でも、生計の負担を考え、必要最小限の資金を貸し付けるものです。
- 公的給付や他の貸付制度が利用できる場合は、そちらを優先して活用いただきます。
- 他の負債の借り換えは対象外です。
- 借り入れ申込時から償還完了まで「社会福祉協議会」が世帯の支援に関わります。
- 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けていただきます。
- 単に金銭の必要性のみで貸付を行うのではなく、資金を必要とする事情、家計の収支、将来の見通しなど日常生活への支援および資金の緊急性を考慮して貸付の審査を行いますので、申し込みから貸付決定まで1週間以上期間を要することがあります。
- 連帯保証人は不要で、貸付利子は無利子です。

福祉資金・緊急小口資金

資金の目的	貸付限度額	償還期間
医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき		
火災等被災によって生活費が必要なとき		
年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき		
会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき		
滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき		
公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき		
生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき	10万円以内	12ヶ月以内
給与等の盗難によって生活費が必要なとき		
その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき ※その他とは以下の場合		
ア.事故等により損害を受けた場合による支出増 (ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る) ※交通事故は対象外		
イ.社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増		

※償還期間は、据置期間(2ヶ月以内)経過後の期間です。



教育支援資金

教育支援費・就学支度費

生活福祉資金(教育支援資金)

- 他の資金借り入れが困難な低所得世帯を対象に、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程含む。以下「高等学校」という。）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程含む。）又は高等専門学校に就学するのに必要な経費、または同校の入学に際し必要な経費について、生計の負担を考え、必要最小限の資金を貸し付けるものです。
- 公的給付や他の貸付制度（例えば、国の教育ローン、日本学生支援機構第一種奨学金、愛知県高等学校等奨学金、母子父子寡婦福祉資金など）を優先して活用いただきます。活用できない場合は、その理由もお伺いします。
- 他の負債の借り換えは対象外です。
- 借り入れ申込時から償還完了まで「社会福祉協議会」と「民生委員」が世帯の支援に関わります。
- 単に金銭の必要性のみで貸付を行うのではなく、資金を必要とする事情、家計の収支、将来の見通しなど日常生活への支援についても考慮しながら貸付の審査を行いますので、申し込みから貸付決定まで1ヶ月以上の期間を要することがあります。
- 就学する方が借受人となります。当該者は主に未成年であることから、生計中心者が連帯債務を負担する連帯借受人として加わっていただきます。
- 原則として連帯保証人は不要ですが、審査の段階で必要に応じて連帯保証人を求めることがあります。連帯保証人は借受人及び連帯借受人と連帯して借入金の償還義務を負います。
- 貸付利子は無利子です。

教育支援資金 教育支援費・就学支度費

資金の目的	貸付限度額	償還期間
教育支援費 高等学校・大学（短期大学及び専修学校の専門課程含む。） 又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	ア. 高等学校 月額3.5万円以内 イ. 高等専門学校 月額6万円以内 ウ. 短期大学（専修学校専門課程を含む） 月額6万円以内 エ. 大学 月額6.5万円以内 ※特に必要と認める場合に限り、 貸付限度額の1.5倍の額まで貸付可能。	20年以内
就学支度費 高等学校・大学（短期大学及び専修学校の専門課程含む。） 又は高等専門学校の入学に際し必要な経費	50万円以内	

※償還期間は、据置期間（卒業後6ヶ月以内）経過後の期間です。

